

長野県告示第120号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月11日

長野県知事 阿部守一

1 (1) 土砂災害特別警戒区域の名称

桂木沢

(2) 指定の区域

木曽郡木曽町（旧開田村）のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曾建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

2 (1) 土砂災害特別警戒区域の名称

下川戸頭川、上川戸頭川、藤掛川、東洞川、東洞川2、ミズカド沢、マツサ、尾尻平川、大沢、樽沢、入川樽沢川1、入川2、釜沼沢、沢渡川、葦沢川、ゴウロ沢、本社上沢、小坂沢川、川戸沢川、荻の洞川、一ノ沢川、下ノ沢川2、オコシノ沢、上の沢川、浦沢川、木樽沢川、松尾滝沢、岩井ノ沢川、口組の沢、白崩川、倉本大沢川、鹿ノ瀬川、小奥川、沢頭沢、川原上沢、野中沢、薬師沢、大窪沢、坂本沢、上大洞沢、中大洞沢、下大洞沢、野口川、西洞、森の沢、イヲツリ川、本洞川、タットボラ、小畠、道上、寺沢川1、寺沢川、中切沢、諸洞1、諸洞川、諸洞2、宮ノ沢、黒羽、合戸沢川、トヤモレ川、テラウラ、松洞沢、川戸洞沢、小林洞沢、万戸洞沢及び田口洞川

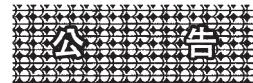
(2) 指定の区域

木曽郡木曽町（旧三岳村）のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曾建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するところ

砂防課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年3月11日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成25年2月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ライフデザインセンター

3 代表者の氏名

久島和子、高橋卓志、吉田由美子

4 主たる事務所の所在地

長野市大字鶴賀緑町3036番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、市民が幅広い選択肢の中から自分の生き方を選択し、最期に至るまでの決定を自らの手で行い、今を充実して生きることに必要な支援をすると共に、自立した市民同士が助け合う成熟した市民社会を構築するために寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年3月11日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成25年3月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人小布施町シニアの会

3 代表者の氏名

児島昭

4 主たる事務所の所在地

上高井郡小布施町大字北岡字松葉344番地

5 定款に記載された目的

この法人は、長野県内の介護者および要介護者に対して、介護サービスおよび介護関連の情報を提供すると共に、介護事業の質的向上を図るために活動を行い、もって社会全体の利益に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年3月11日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成25年3月1日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人明日のシニア社会を考える会

3 代表者の氏名

児島 昭

4 主たる事務所の所在地

長野市神明180番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、長野県内の介護者および要介護者に対して、介護サービスおよび介護関連の情報を提供すると共に、介護事業の質的向上を図るための啓蒙、指導、環境整備などの活動を行い、もって社会全体の利益に寄与することを目的とする。

県民協働・N P O課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年3月11日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

別表1のとおり

(2) 役務の内容

河川・湖沼における採水及び水質測定

(3) 履行期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(4) 履行場所

別表1のとおり

(5) 入札方法

調達をする役務ごとに入札に付し、それぞれ価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付されている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定により長野県知事から水中の物質の濃度に係る計量証明の事業の登録を受けた者であり、かつ、2名以上の環境計量士（濃度関係）並びに採水業務経験3年以上の者及び本入札に係る測定項目の測定経験者を有する事業所で水質測定を行うことができる者であること。

(6) 水質測定を行う計量証明事業所が県内にあり、かつ、平成25年度公共用水域水質常時監視業務処理要領（以下「処理要領」という。）に基づき、採水当日の午後5時までに水質測定に着手できる者であること。

(7) 平成24年度環境測定分析統一精度管理調査（環境省主催）、平成24年度長野県精度管理調査（水質関係）（長野県主催）又は平成24年度ISO/IECガイド43-1に基づく技能試験（社団法人日本環境測定分析協会主催）に参加している者であること。

3 入札説明書、処理要領の交付場所及び契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

(1) 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県環境部水大気環境課

電話 026 (235) 7162

(2) 別表1の県庁以外の入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先に示す場所

4 入札説明会

別表2のとおり開催します。なお、この説明会に参加しない者も入札に参加できますが、この入札に関するすべての事項を承諾した上で入札に参加しているものとみなします。

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 別表1のとおり

イ 場所 長野県長野合同庁舎 301会議室

(3) 郵送入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みした者を落札者として決定します。

6 入札に当たっての留意事項

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で議決され、平成25年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は、入札説明書及び処理要領によります。

7 その他

本件入札後、契約締結前に、受託予定者に対し、処理要領に基づき事前精度管理を実施します。詳細については同処理要領で確認してください。

(別表1)

調達をする役務	履行場所	県庁以外の入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先	入札及び開札の日時
公共用水域水質常時監視業務 (佐久及び上小地区)	佐久及び上小地方事務所管内の河川・湖沼16地点	上田市材木町1-2-6 長野県上小地方事務所環境課 電話 0268 (25) 7134	平成25年3月22日（金） 午後3時30分
公共用水域水質常時監視業務 (諏訪地区)	諏訪地方事務所管内の河川・湖沼10地点	諏訪市上川1丁目1644の10 長野県諏訪地方事務所環境課 電話 0266 (57) 2952	平成25年3月22日（金） 午後3時45分
公共用水域水質常時監視業務 (上伊那及び下伊那地区)	下伊那地方事務所管内の河川9地点	飯田市追手町2丁目678 長野県下伊那地方事務所環境課 電話 0265 (53) 0434	平成25年3月22日（金） 午後4時
公共用水域水質常時監視業務 (木曽及び松本地区)	塩尻市内及び木曽地方事務所管内の河川11地点	松本市大字島立1020 長野県松本地方事務所環境課 電話 0263 (47) 7800	平成25年3月22日（金） 午後4時15分
公共用水域水質常時監視業務 (北安曇、長野及び北信地区)	北安曇、長野及び北信地方事務所管内の河川12地点	—	平成25年3月22日（金） 午後4時30分

(別表2)

入札説明会の日時	入札説明会の場所	入札説明の対象業務地区
平成25年3月12日(火) 午後1時30分から3時	松本市大字島立1020 長野県松本合同庁舎 205会議室	全地区

水大気環境課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年3月11日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

建設工事等入札参加資格審査システム運用支援業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで(地方自治法

(昭和22年法律第67号) 第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 業務場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

(6) 過去5年間に同種の業務契約を履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県建設部建設政策課技術管理室

電話 026(235)7313

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年3月22日(金) 午前9時

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室

(3) 郵便による入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年3月18日(月)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

建設政策課技術管理室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年3月11日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

電子入札システムヘルプデスク業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 過去5年間に電子入札システムのヘルプデスクの業務を履行した実績を有する者であること。

(6) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県建設部建設政策課技術管理室

電話 026 (235) 7313

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年3月22日（金）午前9時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年3月15日（金）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

建設政策課技術管理室

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成25年3月11日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

須坂都市計画公園 2・2・21号 鄭原公園

須坂都市計画公園 2・2・22号 北旭ヶ丘公園

2 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び須坂市役所

都市計画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年3月11日

長野県諏訪建設事務所長 河西 明彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成25年度 諏訪湖流域下水道豊田終末処理場警備業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

諏訪市大字豊田字湖畔1866-1

諏訪湖流域下水道豊田終末処理場

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による長野県公安委員会の認定を受けている者又は同法第9条の規定による届出書の提出を同公安委員会に行った者であること。

(6) 警備業法第40条の規定による機械警備業務に係る届出書を長野県公安委員会に提出した者であること。

(7) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

(8) 過去10年間に床面積3,000平方メートル以上の建物において、同種の業務を履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

諏訪市上川1丁目1644-10

長野県諏訪建設事務所 総務課 工事事務係

電話 0266(57)2934

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年3月21日（木）午前10時30分

イ 場所 諏訪合同庁舎 502号会議室

(3) 郵送による場合の入札の可否

郵送による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年3月18日（月）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県諏訪建設事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

生活排水課